

桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱

令和2年4月1日

要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減することにより、結婚しやすい環境づくりを推進し、本町における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した世帯に対して、住居費及び引っ越し費用の一部を支援するため、予算の範囲内において桂川町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、桂川町補助金等の交付に関する規則（昭和63年桂川町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 補助対象期間 婚姻を機に新たに生活を始めるため、令和6年4月1日から令和7年3月31日（以下「対象期間」という。）までに住居費等を支払った期間をいう。
- (3) 所得期間 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（ただし、申請日が1月1日から3月31日までの場合にあっては、前々年）の1月1日から同年12月31日までの間をいう。
- (4) リフォーム 婚姻を機に新たに生活を始めるため、所有権のある住宅の機能や性能を維持又は向上させるため、対象期間内に締結した工事請負契約に基づき住宅及び住宅の一部を修繕、補修、更新（取替え）等又は住宅の増築を行うことをいう。
- (5) 住居費 婚姻を機に新たに生活を始めるため、対象期間に町内で夫婦のいずれかが契約した物件の購入、リフォーム又は、賃借する際に支払った購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料の費用を合計した額をいう。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号の住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその金額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合における当該住宅手当分に相当する額及び夫婦の2親等以内の親族及び姻族が所有する物件の購入、賃借する際に要した費用については除く。

- (6) 引っ越し費用 対象期間に婚姻を機に町内へ引っ越しをする際に要した費用のうち、引っ越し業者又は運送業者等への支払いに係る実費をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦がともに本町の住民基本台帳に記録され、申請日に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が入居する住居の住所となっており、かつ申請日から2年以上継続して居住する意思があること。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 所得期間の夫婦の所得を合計した額が500万円未満であること。
ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から所得期間内に返済した貸与型奨学金の返済額相当額を控除する。
- (4) 申請日において、夫婦いずれも町税等の滞納がないこと。
- (5) 過去に桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助金等を受けていないこと。
- (6) 桂川町暴力団排除条例（平成22年桂川町条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、対象期間に支払った住居費と引っ越し費用を合算した額とし、1世帯当たりの上限は次のとおりとする。

- (1) 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円
- (2) 前号以外の世帯 上限30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を支給しないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、対象期間に支払った住居費及び引っ越し費用並びに婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅の購入費及び実施したリフォーム費とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費に含めないものとする。

- (1) 車庫、カーポート及び物置等の設置工事
- (2) 門、塀、その他の外構工事
- (3) 敷地造成
- (4) 移動や取り外しが可能な家具の購入及び設置並びに家電製品の購入
- (5) 電話及びインターネット等の配線工事
- (6) 補助金の交付を受けようとする世帯の者が自ら施工する工事
- (7) リフォームを伴わない解体工事
- (8) その他町長が補助の対象として適当でないと認める工事

2 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本
- (2) 夫婦の直近の所得証明書（前年度の1月2日以降に転入した場合）
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居購入の場合）
- (4) 物件の工事請負契約書及び領収書の写し（新築工事、リフォームを行った場合）
- (5) 物件の賃貸借契約書及び賃料支払を証するものの写し（住居を賃借した場合）
- (6) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）
- (7) 引っ越しに係る費用の領収書等の写し（引っ越し業者に依頼した場合）
- (8) 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金の返済している場合）
- (9) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、桂川町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定)

第7条 次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、第2条に定める対象期間内に前条に定める交付申請を行うことが困難なものは、桂川町結婚新生活支援事業資格認定申請書（別記様式第5号）に前条第1項各号に掲げる書類の内、町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の継続申請)

第8条 申請者は、補助金の額が第4条第1項の上限額に達していない場合は、第3条第5号の規定にかかわらず、初めて補助金の交付決定を受けた年度の翌年度、補助金の額が上限額に達するまで、継続して補助金の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、補助金の額は、上限額から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を限度額とし、補助金の対象となる経費は、住居費及び引っ越し費用とする。

3 申請者は、第1項の申請を行う場合は、桂川町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（継続年度用）（別記様式第6号）に第6条第1項各号に掲げる書類の内、町長が必要と認める書類を添えて、継続して申請を行う年度末までに町長に提出しなければならない。

4 前項の場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(申請書事項の変更及び承認)

第9条 第6条第2項の規定により補助金交付の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに桂川町結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第7号）に、第6条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、桂川町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助対象者は、第6条第2項又は、前条第2項の通知書を受けた場合は、速やかに桂川町結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第12条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（補助金の返還免除）

第13条 町長は、前条の規定にかかわらず、補助対象者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があったときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 災害、その他自己の都合によらず、やむを得ない事由があるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（報告等）

第14条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱第7条の規定は、令和3年度補助対象世帯の交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、改正後の桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱第 7 条の規定は、令和 5 年度補助対象世帯の交付申請及び資格認定から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

桂川町長 殿

申請者

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号	

桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書（初年度用）

桂川町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日（婚姻日時点の年齢）	年 月 日（夫： 歳 / 妻： 歳）	
2 新居等に住所を定めた年月日	（夫） 年 月 日 / （妻） 年 月 日	
3 申請者の就業有無	（夫） <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職 / （妻） <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職	
4 新婚夫婦の所得の合算額	夫	所得額 円①
		奨学金返済額 円②
	妻	所得額 円③
		奨学金返済額 円④
	計（①－②＋③－④）	
5 費用内訳 ※交付申請する項目のみ記載ください。	住居費 （新築・購入・リフォーム）	契約締結年月日 年 月 日
		契 約 金 額 (A) 円
	住居費 （賃貸）	契約締結年月日 年 月 日
		申 請 期 間 (B) 年 月～ 年 月 月分
		家 賃 (C) 月額 円
		住 居 手 当 (D) 月額 円
		共 益 費 (E) 月額 円
		実質家賃負担額 (F) (月額 円(C)-(D)+(E)) × 月分(B) 円 =
		入居初期費用 (G) ※敷金・礼金・仲介手数料 円
	引っ越し費用	引っ越しを行った日 年 月 日
費 用 (H) 円		
合 計 (I) (A+H) or (F+G+H) 円		
6 申請額	(I)のうち上限額を超えている場合は上限額とし、1,000未満を切り捨てた額を記載してください。 円	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 夫婦の直近の所得証明書（※前年度の1月2日以降に転入した場合） <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書及び領収書等の写し（※住宅購入の場合） <input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書及び領収書等の写し（※新築工事、リフォームを行った場合） <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び賃料支払を証するものの写し（※住宅を賃借した場合） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（別記様式第2号） <input type="checkbox"/> 引っ越しに係る費用の領収書等の写し（※引っ越し業者に依頼した場合） <input type="checkbox"/> 離職票の写し（※婚姻を機に離職した場合） <input type="checkbox"/> 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し（※貸与型奨学金を返済している場合） <input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（別記様式第3号） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類（ ）	

住宅手当支給証明書

年 月 日

桂川町長 殿

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

（ 証明書発行担当部課名
電話番号 ）

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者 住所： _____

氏名： _____

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

※支給内容を記入してください。

賃貸借契約・引っ越し費用に係るもの				円
家賃に係るもの				
手当支給開始月	年		月分から	
住宅手当月額				円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に支給するすべての手当等の月額です。
- 住宅手当支給状況については、(1)、(2)いずれかに○印をつけて、支給している場合は、必要事項を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

誓約書兼同意書

桂川町長 殿

私は、桂川町結婚新生活支援補助金の交付を申請するにあたり、次の事項を誓約し、同意します。

記

- 1 申請日から 2 年以上桂川町に住民票をおき、生活の本拠地とします。
- 2 賃借（購入）する住宅の所有者は、2 親等以内の親族及び姻族ではありません。
- 3 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていません。（継続申請を除く。）
- 4 桂川町暴力団排除条例（平成 22 年桂川町条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 所得、住民登録情報、町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、水道料金、町営住宅使用料、保育料、奨学資金貸付金（連帯債務を含む））の納入状況、及び生活保護法の規定による住宅扶助の受給状況について町が調査することに同意します。
- 6 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

年 月 日

《申請者》

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

《申請者の配偶者》

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

様

桂川町長

桂川町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、以下のとおり結婚新生活支援補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

結婚新生活支援補助金額 _____ 円

○交付の条件

- (1) 補助金の申請日から2年以内に桂川町での居住が困難となった場合、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、桂川町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

【問合せ先】

〒820-0696 桂川町大字土居 424-1

桂川町役場企画財政課 企画広報係

電話：0948-65-1085 FAX：0948-65-3424

桂川町長 殿

申請者

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号	

桂川町結婚新生活支援事業資格認定申請書

桂川町結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻日 (婚姻日時点の年齢)	年 月 日 (夫: 歳 / 妻: 歳)	
2 新居等に住所を定めた年月日	(夫) 年 月 日 / (妻) 年 月 日	
3 申請者の就業有無	(夫) <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職 / (妻) <input type="checkbox"/> 有職 <input type="checkbox"/> 無職	
4 新婚夫婦の所得の合算額	夫	所得額 円①
		奨学金返済額 円②
	妻	所得額 円③
		奨学金返済額 円④
	計 (①-②+③-④)	
5 費用内訳 ※交付申請する項目のみ記載ください。	住居費 (新築・購入・リフォーム)	契約締結年月日 年 月 日
		契 約 金 額 (A) 円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日 年 月 日
		申 請 期 間 (B) 年 月 ~ 年 月 月分
		家 賃 (C) 月額 円
		住 居 手 当 (D) 月額 円
		共 益 費 (E) 月額 円
		実質家賃負担額 (F) (月額 円(C)-(D)+(E)) × 月分(B) = 円
	引っ越し費用	入居初期費用 (G) ※敷金・礼金・仲介手数料 円
		引っ越しを行った日 年 月 日
費 用 (H) 円		
合 計 (I) 円		
(A+H) or (F+G+H)		
6 申請額	(I)のうち上限額を超えている場合は上限額とし、1,000 未満を切り捨てた額を記載してください。 円	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の夫婦どちらか一方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 夫婦の直近の所得証明書 (※前年度の 1 月 2 日以降に転入した場合) <input type="checkbox"/> 物件の売買契約書及び領収書等の写し (※住宅購入の場合) <input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書及び領収書等の写し (※新築工事、リフォームを行った場合) <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び賃料支払を証するものの写し (※住宅を賃借した場合) <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (別記様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 引っ越しに係る費用の領収書等の写し (※引っ越し業者に依頼した場合) <input type="checkbox"/> 離職票の写し (※婚姻を機に離職した場合) <input type="checkbox"/> 貸与型奨励金の返還額がわかる書類の写し (※貸与型奨励金を返済している場合) <input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書 (別記様式第 3 号) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ()	

桂川町長 殿

申請者

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号	

桂川町結婚新生活支援補助金交付申請書 (継続申請用)

年 月 日付 桂企第 号で交付決定を受けた標記補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 費用内訳 ※交付申請する項目のみ記載ください。	住居費 (新築・購入・リフォーム)	契約締結年月日 ※1	年 月 日
		契 約 金 額 (A)	円
	住居費 (賃貸)	契約締結年月日 ※1	年 月 日
		申 請 期 間 (B)	年 月 ~ 年 月 月分
		家 賃 (C)	月額 円
		住 居 手 当 (D)	月額 円
		共 益 費 (E)	月額 円
		実質家賃負担額 (F) {(C)-(D)+(E)} × (B)	(月額 円(C)-(D)+(E)) × 月分(B) = 円
	入居初期費用 (G) ※敷金・礼金・仲介手数料	円	
	引っ越し費用	引っ越しを行った日	年 月 日
費 用 (H)		円	
合 計 (I) (A+H) or (F+G+H)		円	
2 申請額	(I)のうち上限額を超えている場合は上限額とし、1,000 未満を切り捨てた額を記載してください。		円
3 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書及び領収書等の写し (※住宅購入の場合) <input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書及び領収書等の写し (※新築工事、リフォームを行った場合) <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び賃料支払を証するものの写し (※住宅を賃借した場合) <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (別記様式第 2 号) <input type="checkbox"/> 引っ越しに係る費用の領収書等の写し (※引っ越し業者に依頼した場合) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ()		

※1 初年度申請以降に、町内で再度別の住居に引っ越した場合のみ記載ください。

----- 以下、記載不要欄 -----

桂川町記載欄		(備考)
過年度交付実績	住居費	年 月 日 ~ 年 月 日 (月分)
		その他の経費:
	引っ越し費用	引っ越しを行った日: 年 月 日
	合 計	

年 月 日

桂川町長 殿

申請者

住 所	桂川町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号	

桂川町結婚新生活支援補助金変更交付申請書

年 月 日付 桂企第 号で交付決定を受けた標記補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容：			
2 費用内訳 ※交付申請する項目のみ記載ください。	住 居 費 (新築・購入・リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
		契 約 金 額 (A)	円
	住 居 費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		申 請 期 間 (B)	年 月～ 年 月 月分
		家 賃 (C)	月額 円
		住 居 手 当 (D)	月額 円
		共 益 費 (E)	月額 円
		実質家賃負担額 (F) {(C)-(D)+(E)} × (B)	月額 円(C)-(D)+(E) × 月分(B) = 円
	引っ越し費用	入居初期費用 (G) ※敷金・礼金・仲介手数料	円
		引っ越しを行った日	年 月 日
	費 用 (H)	円	
合 計 (I) (A+H) or (F+G+H)			円
3 申請額	(I)のうち上限額を超えている場合は上限額とし、1,000未満を切り捨てた額を記載してください。		円
4 添付書類 ※変更内容が確認できる書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> 物件の売買契約書及び領収書等の写し (※住宅購入の場合) <input type="checkbox"/> 物件の工事請負契約書及び領収書等の写し (※新築工事、リフォームを行った場合) <input type="checkbox"/> 物件の賃貸借契約書及び賃料支払を証するものの写し (※住宅を賃借した場合) <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 (別記様式第2号) <input type="checkbox"/> 引っ越しに係る費用の領収書等の写し (※引っ越し業者に依頼した場合) <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類 ()		

様

桂川町長

桂川町結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書

桂川町結婚新生活支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、以下のとおり結婚新生活支援補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

結婚新生活支援補助（変更）金額 _____ 円

○交付の条件

- (1) 補助金の申請日から2年以内に桂川町での居住が困難となった場合、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、桂川町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

【問合せ先】

〒820-0696 桂川町大字土居 424-1

桂川町役場企画財政課 企画広報係

電話：0948-65-1085 FAX：0948-65-3424

桂川町長 殿

申請者	住 所	桂川町
	氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	電話番号	

桂川町結婚新生活支援補助金請求書

年 月 日付 桂企第 号で交付額の確定のあった、桂川町結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

【補助金請求対象期間】

（ 年 月から 年 月までの 月分）

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。